

平成 31 年 2 月 19 日

地域型保育事業の認可について

■地域型保育事業の認可の法的位置づけ

平成 27 年の児童福祉法改正により、家庭的保育事業等については従来の市町村への届出制度から、市町村の認可制度になりました。

《児童福祉法》

第 34 条の 15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があったときは、次条第 1 項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第 4 号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

(1) ～ (4) 略

4 市町村長は、第 2 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 ～ 7 略

第 34 条の 16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 略

3 家庭的保育事業等を行う者は、第 1 項の基準を遵守しなければならない。

《子ども・子育て支援法》

第 43 条 第 29 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、 共済組合等（児童福

祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。) を定めて、市町村長が行う。

2 略

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第7条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6 略

■地域型保育事業の設備及び運営基準

地域型保育事業の設備及び運営の基準は、「宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」において具体的に定めています。

《小規模保育事業A型の主な基準》

項目	条例	基準	備考
食事	第15条 第16条	・自園調理による提供 ・連携施設等からの外部搬入の場合は、自園で加熱、保存等を行う	国基準どおり
設備	第28条	保育室の面積 ・満2歳未満児については1人あたり3.3㎡以上 ・満2歳以上児については1.98㎡以上 屋外遊戯スペース ・満2歳以上児1人につき3.3㎡以上(近隣の代替スペース含む)	国基準どおり
職員	第29条	保育士の配置人数 施設に必要な保育士の数は、次の区分ごとに計算した人数の合計数+1 ① 0歳児 おおむね3人:保育士1人 ② 満1歳～満3歳未満児 おおむね6人:保育士1人	国基準どおり

		※保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。	
--	--	-------------------------------------	--

■認可対象事業者及びその利用定員

《認可対象事業者》

事業者名 有限会社 カインド・マネージ（さいたま市見沼区）

園の名称 （仮称）カインド・ナーサリー本田2丁目園

所在地 宮代町本田2丁目27番1号

《利用定員》

事業所の名称	0歳	1・2歳	合計
【小規模保育事業所A型】 （仮称）カインド・ナーサリー 本田2丁目園	3人	15人 〔1歳7人〕 〔2歳8人〕	18人

利用定員設定の考え方

- ① 小規模保育事業の利用定員は6人以上19人以下としなければならない。
- ② 利用定員は年齢区分（0歳、1・2歳）ごとに設定される。
- ③ 宮代町こども・子育て支援事業計画において、3号認定（0、1・2歳児）については供給不足であり保育の拡大が必要とされている。
- ④ 平成31年2月現在において、0から2歳の待機児童は14名となっており、定義外・求職中、育児休業中の方からも保育希望があることから、保育に対する需要は十分にある。
- ⑤ 保育料無償化等の影響により、後数年間は保育需要が増加すると見込まれる。



上記により、利用定員を事業者の希望どおり設定し、当該新設園を認可することとしたい。



(仮称) カインド・ナーサリ-本田 2 丁目園

園 の 概 要



所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町本田 2 丁目 7-1
定員	18 名 (0 歳児から 2 歳児)
駐車場	有り
電話	0480-44-81 31(まだ番号がないので本田園の番号となります。)
FAX	(これから設定します。)
開園時間	平日 7:00 から 19:00 (標準時間 11 時間、短時間 8 時間)
	土曜 7:00 から 19:00 (同上)
延長保育	標準時間 18:00 から 19:00 (平日・土曜共通)
	短時間 登園時間より 8 時間以降 18:00 から 19:00 (平日・土曜共通)
休日	日曜・祝日・年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日)
運営会社	有限会社カインド・マネージ
運営会社所在地	埼玉県さいたま市見沼区堀崎町 4 6 4-2

運営の方針

- ・一人ひとりの個性を尊重し、自主性を育む保育。
- ・自発的な遊びを通して、心身の健康と自律を育む保育。
- ・人との関わりを大切に、社会性と自律を育む保育。
- ・家庭との連携を大切に、子どもの成長を見守る保育。



園の特長

- (1) 0歳児から2歳児までのお子様をお預かりする「小規模認可保育園」です。
- (2) 給食は自園調理（午後おやつ含む）です。
- (3) 安全性と、園児が快適に過ごせる環境づくりに重点を置いています。
- 一例として
- ・加湿空気清浄器を保育室に設置しております。
 - ・園内に安全カメラを設置しておりますので、万が一の際にも安心です。
 - ・給食の食材は前日搬入なので買い置きをせずに新鮮な食材を使った給食を提供します。（米飯、調味料は除く）

一日の流れ

- 07:00～ 登園開始
自由遊び
- 09:00～ 朝の会（点呼・お歌など）
午前のおやつ
設定保育／園外保育（園庭、お散歩）
- 11:30～ お昼ごはん
- 12:30～ お昼寝
- 15:00～ 起床／午後のおやつ
- 16:00～ 帰りの会（順次降園）
自由遊び
- ～18:00 閉園（以降希望あれば延長保育）

※0歳児の授乳や睡眠の時間は、個人の生活リズムに合わせて保育を行うため、上記のスケジュールに当てはまらないことがあります。

◀ 地図 ▶



地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6～19人

家庭的 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1～5人

事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども＋
地域の保育を必要とする子ども（地域枠）

居宅訪問型 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3種類の認可基準を設定しています。

A型: 保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型**: 中間型 **C型**: 家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

※ 特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

※ また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型		職員数	職員資格	保育室等	給食
 小規模 保育事業	A型	保育所の配置基準+ 1名	保育士*1	0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型	保育所の配置基準+ 1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		
	C型	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	
 家庭的 保育事業		0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0~2歳児: 1人当たり3.3㎡	
 事業所内 保育事業		定員20名以上… 保育所の基準と同様 定員19名以下… 小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
 居宅訪問型 保育事業		0~2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	

・小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

〈参考〉

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-------	---	--

*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者として。

*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

市町村の確認制度（運営基準）

新制度は市町村が実施主体であり、事業者の皆さまが施設型給付・委託費、地域型保育給付を受けるためには、市町村の確認を受ける必要があります。

■給付を受ける施設・事業者の確認について

●施設・事業者は、所在地の市町村から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者として「確認」を受ける手続きが必要です。

※施設型給付の支給に係る施設として確認した施設を「特定教育・保育施設」と言います。

●市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行います。

- 1 教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上です（幼稚園は適用なし）。
- 2 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、保育（3号）認定は0歳と1・2歳に区分して設定されます。
- 3 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応を行います。
 - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員が設定されます。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超えても柔軟に受け入れられます（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、定員弾力化の措置や、給付の減算措置等により対応することになります。

●翌年度の正式な園児募集を開始する前に、上記の確認の手続きを所在地市町村の案内に従って行ってください。

■運営基準等について

【法人格】

●給付を受ける特定教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格が求められます。

※新制度施行前に認可・認定を受けている幼稚園・保育所・認定こども園については、新制度施行時から参加する場合には、法人格を有さなくても給付の対象となります。

●地域型保育事業者については、法人でない場合も対象になります。

【運営基準の遵守】

●施設の設備、職員配置などの認可基準を満たすほかに、国の基準を踏まえて市町村が条例で定める運営基準を守っていただく必要があります。

●運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行います（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

【辞退】

●対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、「事前の届出」「3ヶ月以上の予告期間の設定」「利用者の継続利用のための調整義務」が課されます。

※施設・事業自体から撤退する場合は、都道府県知事等の認可等が必要です。



■運営基準の分類と主な事項

●市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定する内容は、主に以下の事項です。

利用開始 に伴う基準

- 内容・手続きの説明、同意、契約
- 応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)
- 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考
- 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

教育・ 保育の提供 に伴う基準

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供
- 子どもの心身の状況の把握
- 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)
- 連携施設との連携(地域型保育事業のみ)
- 利用者負担の徴収(上乗せ徴収や実費徴収に係る保護者の同意等)
- 利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)
- 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)

管理運営 に関する基準

- 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示
- 秘密保持、個人情報保護
- 非常災害対策、衛生管理
- 事故防止及び事故発生時の対応
- 評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)
- 苦情処理
- 会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等)
- 記録の整備

撤退時 の基準

- 確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

